

第4章 指定の申請

4.1 指定の申請の手順

指定の申請の手順は図 4.1-1 に示すとおりであり、各手順の概要は以下に示すとおりである（法第 14 条第 1 項～第 3 項）。

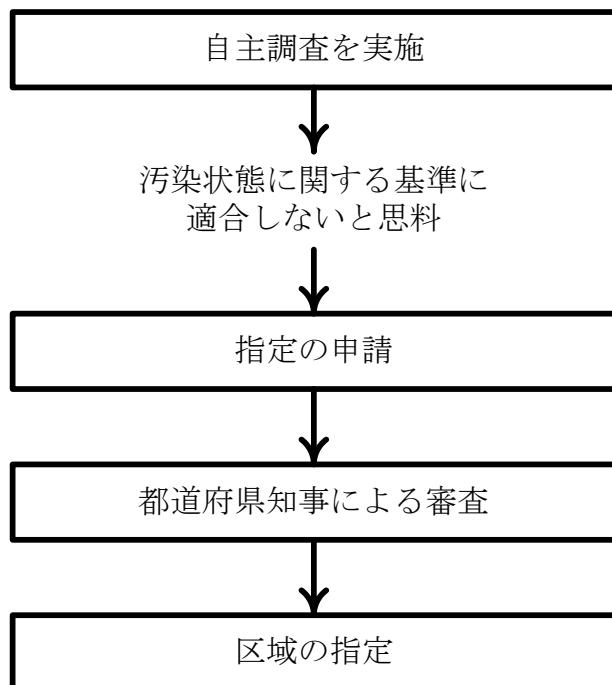


図 4.1-1 指定の申請の手順

4.2 指定の申請

土地の所有者等は、法第 3 条第 1 項本文、法第 4 条第 2 項又は法第 5 条第 1 項の規定の適用を受けない土地の区域について土壤の特定有害物質による汚染の状況を調査した結果、その汚染状態が要措置区域の指定に係る基準のうち汚染状態に関する基準に適合しないと思料するときは、都道府県知事に対し、当該土地の区域について要措置区域等に指定することを申請することができる。この場合、当該土地に当該申請に係る所有者等以外の所有者等がいるときは、あらかじめ、その全員の合意を得なければならない（法第 14 条第 1 項）。これは、当該申請が応諾されることにより、当該土地が法の規制を受けることになるため、その規制の対象となり得る者の了知しないところで当該申請が行われることは適当ではないからである（通知の記の第 4 の 3 (2)）。

なお、法第 3 条第 1 項本文、法第 4 条第 2 項又は法第 5 条第 1 項の規定による土壤汚染状況調査の義務が生ずるに至らない土地（例：有害物質使用特定施設の使用が廃止されていない時点における当該有害物質使用特定施設に係る工場又は事業場の敷地である土地や、法第 4 条第 1 項の届出に係る土地であって同条第 2 項の命令発出前である土地）については、自主的に、公正に、かつ、法第 3 条第 1 項の環境省令に定める方法により調査を行った上で、この申請を行って法の規制を受けるのは望ましいことだから、当該申請の対象となるものと解することとしている（通知の記の第 4 の 3 (2)）。

当該土地についての申請に係る調査は、法第 3 条第 1 項や法第 4 条第 2 項の規定に基づく土壤汚

染状況調査と同様の方法で行われる必要があり、試料採取等対象物質を任意に定めることについては認められない（通知の記の第4の3(2)）。

ただし、汚染の除去等の措置を講じる場合において、土壤汚染の拡散が見込まれる土地の区域については、要措置区域等の指定に係る特定有害物質の種類についてのみ当該申請をすることは可能である（通知の記の第4の3(2)）。

当該申請をする者は、申請に係る調査の方法及び結果その他環境省令で定める事項を記載した申請書（規則様式第11）を都道府県知事に提出しなければならない（法第14条第2項及び規則第54条）。この申請書には、環境省令で定める書類の添付が必要である（法第14条第2項）。

(1) 申請書への記載事項

申請書に記載する必要がある事項は、以下のとおりである（規則第55条）。

- ① 氏名又は住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- ② 申請に係る土地の所在地
- ③ 申請に係る調査における試料採取等対象物質
- ④ 申請に係る調査において土壤その他の試料の採取を行った地点及び年月日、当該試料の分析の結果、並びに当該分析を行った計量証明事業者の氏名又は名称
- ⑤ 申請に係る調査を行った者の氏名又は名称

なお、申請に係る調査の過程の全部又は一部を省略して指定の申請をする場合には、④及び⑤について、申請に係る調査の過程の全部又は一部を省略した旨を記載すればよいこととする（通知の記の第4の3(2)）。

(2) 申請書への添付書類

申請書に添付すべき書類は、次のとおりである（規則第56条）。

- ① 申請に係る土地の周辺の地図
- ② 申請に係る土地の場所を明らかにした図面
- ③ 申請者が申請に係る土地の所有者等であることを証する書類
- ④ 申請に係る土地に申請者以外の所有者等がいる場合にあっては、これらの所有者等全員の当該申請することについての合意を得たことを証する書類

「申請に係る土地の周辺の地図」は、当該周辺の土地にある他の土地の区画、建築物等との位置関係により、申請に係る土地の場所が明確に示されるものであることを要する（通知の記の第4の3(2)）。

「申請者が申請に係る土地の所有者等であることを証する書類」は、所有者であることを証する書類としては、登記事項証明書及び公団の写しが想定され、管理者又は占有者であることを証する書類としては、土地の掘削等を行うために必要な権原が申請者のために設定された旨の契約書の写しが想定される（通知の記の第4の3(2)）。

4.3 都道府県知事による審査

都道府県知事は、4.2の申請があった場合、申請に係る調査が、公正に、かつ、法第3条第1項の環境省令で定める方法により行われたものであるかどうか審査する（法第14条第3条）。

ここでいう「公正に」とは、法第3条第1項の調査の場合と同様であり、1.4.1(3)2)ウを参照されたい。また、「公正に」要件を満たしていることを担保するために、都道府県知事は、申請に係る調査を行った指定調査機関との間に親会社・子会社の関係にはないことなど公正な調査の実施に支障を生じていない旨の説明を求めることが望ましい（通知の記の第4の3(3)）。

また、「法第3条第1項の環境省令で定める方法により行われたものと認める」ためには、土壤汚染状況調査と同じ方法であることを要することとする。なお、土壤汚染状況調査よりも詳細な方法で行われた調査の結果に基づいて指定することは、差し支えない（通知の記の第4の3(3)）。

さらに、土壤汚染状況調査と同様、調査の過程の全部又は一部を省略して申請することについても許容される。この場合における第二溶出量基準及び土壤含有量基準に適合しない汚染状態にあるとみなされる土地の場所に関する考え方については、土壤汚染状況調査においてその過程の全部又は一部を省略した場合と同様であり、2.7.4(5)、2.8.3(6)及び2.9.2(3)を参照されたい（通知の記の第4の3(3)）。

地歴調査のみを実施して試料採取等を省略した調査結果は、指定調査機関により、公正に、かつ、法に基づく調査方法に則り行われたものであれば、その調査の結果を土壤汚染状況調査の結果の一部又は土壤汚染状況調査における地歴調査のために入手・把握する情報の一部として利用することができます。

基本的に、①から③までに掲げる事項に関する都道府県知事による審査は、それぞれ①から③までに示した書類であって土地の所有者等から提出されたものに基づいて行う。

- ① 土地の所有者等本人の申請であることについては、登記事項証明書及び公団の写し
- ② 他の土地の所有者等の合意については、提出された合意書と法務局登記情報
- ③ 公正に、かつ、法第3条第1項の土壤汚染状況調査と同様の調査方法で行われたことについては、調査結果報告書の内容

なお、③の審査は、以下の要領で行うこととする。

- ・ 法第3条第1項の土壤汚染状況調査と同様の方法により調査が行われていれば可とする。
- ・ 法第3条第1項の土壤汚染状況調査と同様の方法による調査とは、土壤汚染状況調査と同じ方法により地歴調査が行われ、調査対象地において土壤汚染のおそれがあると認められた特定有害物質の種類をすべて試料採取等対象物質の種類として特定し、試料採取等対象物質の種類ごとに法第3条第1項に定める試料採取等と同等程度以上の密度で、土壤汚染のおそれが多いと認められる部分の任意の点において、汚染のおそれが生じた場所の位置を考慮した試料採取深度を設定し、法に定める測定方法により行われる調査をいう。
- ・ 専ら自然由来の土壤汚染のおそれのある土地及び専ら水面埋立て用材料由来の土壤汚染のおそれのある土地については、それぞれ調査の特例及び試料採取等の省略が定められていることから、それらと同等程度以上の密度で法に定める測定方法による調査が行なわれている必要がある。そのため、専ら自然由来の土壤汚染のおそれに対しては、地歴調査の結果に基づき、少なくとも1地点でボーリング調査（土壤溶出量調査及び土壤含有量調査）が行われ、第二溶出量基準に適合していることが確認されている必要がある。

4.4 区域の指定

都道府県知事は、4.3 の審査の結果、申請に係る調査が公正に、かつ、法第3条第1項の環境省令で定める方法により行われたものであると認めるときは、当該申請に係る土地の区域を要措置区域等に指定することができる（法第14条第3項）。

調査の過程の全部又は一部を省略して行われた申請に基づいて指定された要措置区域等について、その指定を解除するために必要な手続については、その過程の全部又は一部を省略して行われた土壤汚染状況調査の結果に基づいて指定された要措置区域等の場合と同様であり、1.5.1(3)を参照されたい（通知の記の第4の3(3)）。

4.5 申請に係る調査に関する報告・資料の提出及び立入検査

都道府県知事は、必要があると認めるときは、当該申請をした者に対し、申請に係る調査に関する報告若しくは資料の提出を求め、又は都道府県の職員に当該申請に係る土地に立ち入って当該申請に係る調査の実施状況を検査させることができる（法第14条第4項）。

都道府県知事がその職員に対して申請に係る土地に立ち入り、当該申請に係る調査の実施状況を検査させる場合、当該職員は、その身分を示す所定の様式（規則様式第12）による証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない（規則第57条）。

4.6 その他

地下水汚染の拡大の防止を講ずる場合において、揚水施設又は透過性地下水浄化壁を要措置区域等外に設置するときは、必要に応じ、土壤汚染の拡散が見込まれる土地の区域について指定の申請を行うことが考えられる。遮水工封じ込め、遮断工封じ込め、不溶化埋め戻し及び土壤入換において汚染土壤を当該要措置区域等外に一時的に搬出する場合についても、当該搬出先について指定の申請を活用することが考えられるため、これらの汚染の除去等の措置を講じようとする者から、汚染土壤の一時的な保管場所についての相談を受けた場合、指定の申請の活用を促すこととされたい（通知の記の第4の3(4)）。